

指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護 事業所 ショートステイ のぞみ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛知三愛福祉会が開設する特別養護老人ホームのぞみ(以下「事業所」という)が行う指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ のぞみ
- (2) 所在地 日進市米野木町南山987-104

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(施設長) 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従事者
 - 医師 1名以上
 - 生活相談員 1名以上
 - 看護職員又は介護職員 4名以上(常勤換算)
 - 管理栄養士又は栄養士 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上従業者は、短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護の利用定員は、併設型ユニット型10名とする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う短期入所生活介護に要した送迎の費用は、1kmにつき200円を徴収する。

3 食費は、一日1,814円を徴収する。

- (1) 内訳：朝441円、昼613円、おやつ223円、夕537円

4 滞在費は、一日2,896円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、日進市、東郷町、みよし市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンラインによる開催も可とする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施すること。
- 4 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛知三愛福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2003年（平成15年）12月1日から施行する。

この規程は、2005年（平成17年）10月1日から施行する。

この規程は、2006年（平成18年）6月1日から施行する。

この規程は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

この規程は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

この規程は、2011年（平成23年）6月1日から施行する。

この規程は、2012年（平成24年）6月1日から施行する。

この規程は、2012年（平成24年）9月1日から施行する。

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
この規定は、2015年（平成27年）6月1日から施行する。
この規定は、2016年（平成28年）6月1日から施行する。
この規程は、2017年（平成29年）6月1日から施行する。
この規程は、2018年（平成30年）6月1日から施行する。
この規程は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。
この規程は、2020年（令和2年）6月1日から施行する。
この規程は、2021年（令和3年）6月1日から施行する。
この規程は、2022年（令和4年）6月1日から施行する。
この規程は、2023年（令和5年）8月1日から施行する。
この規程は、2024年（令和6年）8月1日から施行する。